



# 第2次始良市行政改革大綱

## 実施計画

### 平成29年度実績報告

平成31年3月

行政管理課

## 目次

I	趣 旨	1
II	進捗状況	1
1	実施計画の構成	1
2	指標等の説明	1
3	実施計画の評価手順	2
4	実施計画1（総合的な方策）の実績（（ ）は平成28年度実績）	3
III	基本方針ごとの進捗状況	5
1	市民サービスの向上	5
2	市民参画の推進及び市民との協働	5
3	財政運営の健全化	6
4	事務事業の見直し	7
5	公の施設の適正な管理及び運営	7
6	行政組織及び事務の見直し	8
7	庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討	9

### 趣旨改訂の意図

2次大綱の実計については、1次からの継続項目もあり、「行革」の視点からは、ある程度達成している、又は継続実施となり、硬直化している項目も増えている。

そのことから、今後、3次大綱（実計）の策定に向けては、事業のスクラップ、業務の効率化や働き方改革の視点からの行革を進めるための行革実計となるよう、事務事業に対する評価の視点を取り入れることとしたい。そのため、行革実計の方向性を一部転換したいことから、本報告書の趣旨について、大幅に加筆する。

## I 趣 旨

第2次始良市行政改革大綱（以下「行革大綱」という。）及び同実施計画（以下「実施計画」という。）については、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間としている。

今回、平成29年度の実績がまとまったことから、昨年度の実績状況も踏まえて報告するものである。

本計画は、第2次行革大綱の基本方針「4 事務事業の見直し」を具体化するものである。

今年度以降は、複数年度の実績等が確認、検証ができる状況となることから、実績の指標がD以下の項目や計画及び実績の状況が【検討】、【調査】、【研究】のまま変動がない項目については、2次大綱基本方針「6 行政組織及び事務の見直し」に基づき、事業のスクラップや事務改善の視点から、その実施や継続について再検討することとする。また、【継続実施】が続いている項目に関しても、同様の視点から、真に必要な項目、事業であるか、検証するものとする。

## II 進捗状況

### 1 実施計画の構成

行革大綱実施計画は、次の2つで構成される。

(1) 実施計画1（総体的な方策）（全230項目）

行革大綱の基本方針に基づき、それを実現するに当たって具体的な方策及び改革項目を掲げ、目標年度を示したもの。

(2) 実施計画2（詳細）（全625項目）

実施計画1の具体的方策をより細分化し、具体的な取組内容と目標年度を示したもの。

### 2 指標等の説明

表1 実施状態の定義

完全実施	制度や仕組みの完全実施や計画書等の策定が完成したもの
一部実施	施行的な実施や部分的な実施で完全実施の状態にないもの
検討	本市で実施するための条例及び規則等の制定・計画書を策定中・事業実施のための説明会の開催など準備状態にあるもの
調査	本市への制度や仕組みの導入可能性の調査、県内外の類似団体や県内の市町村の実態調査及び資料収集を行っている状態
研究	制度の概要等について情報収集を行っている程度の状態
未着手	全く取り組みを行っていない状態

表 2 評価表

計画	実績の状況																	
	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手
完全実施							完全実施	3	一部実施	2	検討	1	調査	1	研究	1	未着手	0
一部実施				完全実施	4	一部実施	3	検討	2	調査	1	研究	1	未着手	0			
検討	完全実施	5	一部実施	4	検討	3	調査	2	研究	1	未着手	0						
調査	一部実施	5	検討	4	調査	3	研究	2	未着手	0								
研究	検討	5	調査	4	研究	3	未着手	0										

表 3 実績の指標

平均点	指標	進捗内容
5～4.5	A	計画よりかなり早い進捗にある。
4.4～3.5	B	計画以上に進捗し、継続中である。
3.4～2.5	C	計画どおり進捗し、継続中である。
2.4～1.5	D	計画通りに進捗していないが、継続中である。
1.4～0.5	E	計画よりかなり遅れている。
0.4～0	F	未着手である。

### 3 実施計画の評価手順

- (1) 実施計画 2（各課詳細）について（全 625 項目）  
評価表（表 2）の評価点数を用い、点数をつける。
- (2) 実施計画 1（総体的な方策）について（全 230 項目）  
実施計画 2 で付けた評価点（複数項目の場合は、平均点）から、実績の指標（表 3）の評価点を用い、アルファベットに変換する。

4 実施計画1（総合的な方策）の実績（（ ）は平成28年度実績）

表4 実施計画1 実績

	A	B	C	D	E	F	合計
1 市民サービスの向上							
(1) 利便性の向上							
(2) 電子自治体の推進	2	9	19	2	3	1	36
(3) 積極的な情報発信	(1)	(3)	(26)	(3)	(2)	(1)	(36)
(4) 個人情報の保護							
(割合)	5.6%	25.0%	52.8%	5.6%	8.3%	2.8%	
2 市民参画の推進及び市民との協働							
(1) 市民参画の推進							
(2) 市民との協働	2	1	24	4	1	1	33
(3) 広聴の推進	(2)	(1)	(27)	(1)	(1)	(1)	(33)
(4) コミュニティ施策の推進							
(5) 危機管理への対応							
(割合)	6.1%	3.0%	72.7%	12.1%	3.0%	3.0%	
3 財政運営の健全化							
(1) 適切な財政執行							
(2) 歳入の確保							
(3) 歳出の抑制							
(4) 民間活力の導入推進	2	10	52	8	1	7	82
(5) 特別会計及び地方公営企業会計	(2)	(7)	(61)	(5)	(1)	(6)	(82)
(6) 市出資法人の経営健全化							
(割合)	2.5%	12.5%	65.0%	10.0%	1.3%	8.8%	
4 事務事業の見直し							
(1) 行政評価システムの活用	0	2	6	1	0	0	9
(2) 事業の見直し	(1)	(1)	(7)	(0)	(0)	(0)	(9)
(3) 権限移譲の積極的な推進							
(割合)	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%	
5 公の施設の適正な管理及び運営							
(1) 適正配置の推進	1	0	7	2	0	0	10
(2) 管理運営の効率化	(0)	(0)	(9)	(1)	(0)	(0)	(10)
(割合)	10.0%	0.0%	70.0%	20.0%	0.0%	0.0%	
6 行政組織及び事務の見直し							
(1) 組織・機構の見直し	0	7	38	4	3	1	53
(2) 職員定数及び給与等の適正化	(1)	(4)	(44)	(4)	(0)	(0)	(53)
(3) 人事制度の改革							

(4) 職員の意識改革							
(5) 事務処理方法の見直し・改善							
(割合)	0.0%	13.2%	71.7%	7.5%	5.7%	1.9%	
7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討							
	0	0	3	4	0	0	7
	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(0)	(7)
(割合)	0.0%	0.0%	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	
総 計	7	29	149	25	8	10	230
	(7)	(16)	(181)	(14)	(4)	(8)	(230)
(割合)	3.1%	12.7%	65.4%	11.0%	3.5%	4.4%	

### 総 括（平成 29 年度版）

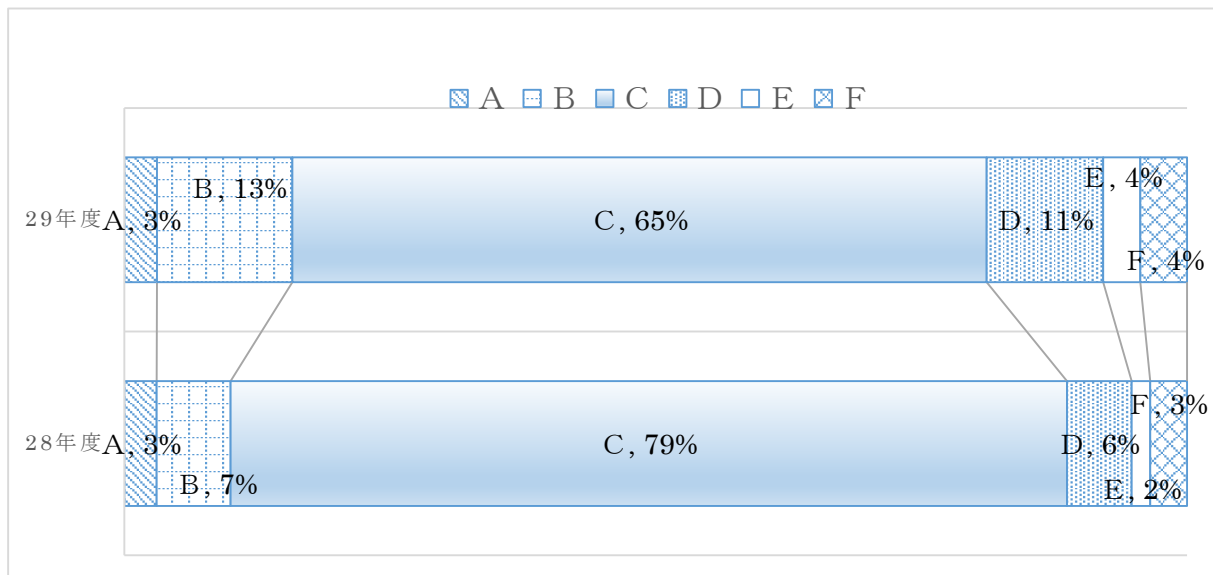
全体の約 65%がC評価となっており、計画通りの進捗となっている。

前年度と比較すると、Dの計画通りではないが、継続中の評価数が 11%に、Eの計画よりかなり遅れている、Fの未着手の評価が 4%に上昇しているが、一方で、Bの計画以上に進行しているとの評価も 13%に上昇している。

1 市民サービスの向上は、A及びB評価の項目が 3 割を超えており、計画より進捗が早い項目が他の基本方針に比べて多い傾向となっている。

一方で、3 財政運営の健全化及び5 公の施設の適正な管理及び運営については、D、E及びF評価の項目が 2 割を超えており、計画より進捗が遅れている項目が他の方針に比べて多い傾向にある。

各指標の割合 図 1



以降、基本方針ごとの進捗状況や傾向については、次頁以降、特徴があった主だった項目について列記する。

### Ⅲ 基本方針ごとの進捗状況

#### 1 市民サービスの向上

(総体的な方策 p1～3)

表 5

(1)利便性の向上については、窓口サービスの向上に関し、あいぽーとの開設に伴い、一部の証明書等の発行について、土日祝日や時間外の対応が可能になっていること

具体的な方策	総合評価	
	28年度	29年度
(1) 利便性の向上	C	C
(2) 電子自治体の推進	D	D
(3) 積極的な情報発信	C	C
(4) 個人情報の保護	C	C

とや年度末の繁忙期について、土日開庁や窓口時間の延長の実施に加えて、各種証明書等のコンビニ交付についても検討が進んでいることから、総体的に計画より早い進捗となっている。一方で、納付手段の拡充については、クレジット納付やインターネット納付など検討が進んでいない項目がある。

(2)電子自治体の推進については、電子申請システムの研究や公共施設予約システムについては、電子申請や届出に関するシステムは一部構築されているものの、未実施や進捗が芳しくない項目があるなど前年度同様検討が進んでいない。

(3)積極的な情報発信については、広報紙、ホームページ及びSNSの活用は、広報紙面の見直しや利用の拡充によって、計画より早い進捗となっているが、適切な情報の伝達については、情報のバリアフリー化などについては、前年度同様検討が進んでいない。

情報連携の本格運用の開始やマイナンバーの利用拡充による電子申請の拡充が見込まれることから、電子自治体の推進については、進捗状況を注視する必要がある。

#### 2 市民参画の推進及び市民との協働

(総体的な方策 p4・5)

表 6

全般的に、計画通りの進捗となっている。

(1)市民参画の推進については、人材育成プランの作成や市民リーダー用成熟の開催、有資格者の登録や活用などについては、未実施となっている。特に人材活用について

具体的な方策	総合評価	
	28年度	29年度
(1) 市民参画の推進	C	C
(2) 市民との協働	C	C
(3) 広聴の推進	C	C
(4) コミュニティ施策の推進	C	C
(5) 危機管理への対応	C	C

では、人材バンクや登録制度などを様々な形で実施しているものの、活用まで結びつかないことから根本的に検討する必要がある。

(2) 市民との協働については、アダプトプログラムについては、権限委譲も含め項目そのものについて再検討の必要がある。

(3)広聴の推進については、モニター設置の項目が未着手となっており、項目について検討する必要がある。

(4)コミュニティ施策の推進については、ほとんどの項目が計画通りの進捗となっているものの、コミュニティへの支援の強化に関し、公用車の無償貸し出しや集落支援員の設置等に関しては、調査・研究のままとなっていることから、項目について検討する必要がある。

(5)危機管理への対応については、災害等への対応や防災マニュアルの策定に関し、計画よりも進捗が早い項目がある。危機管理情報の提供においては、進捗が計画よりかなり早い。一方で、未着手となっている、井戸水等の飲料水提供施設の把握や自治会への衛星携帯電話配備の検討の項目については、検討する必要がある。

市民参画や市民との協働については、今後、行政運営、行政課題の解決に必須であることから、計画通りの進捗となっているものの、調査、検討及び未着手が継続している項目について、今後必要な項目であるかどうか検討する必要がある。

表 7

### 3 財政運営の健全化

(総体的な方策 p5～10)

(1)適切な財政執行については、新たな予算編成に関し、枠配分型予算編成方式を導入しているものの、新たな手法の検討や、予算編成の過程の市民への公表については、未着手となっており、項目について検討する必要がある。

また、財政シミュレーションの作成も未着手となっていたり、外部監査制度の導入についても調査のままとなっていることから、同様に検討する必要がある。

(2)歳入の確保については、新たな歳入確保やネーミングライツの検討について、検討や調査が続く項目が多く、また、未収金対策や債権回収に関する項目についても同様の傾向が見られることから、実施の可能性も含め、検討する必要がある。使用料及び手数料の見直しについては平成30年10月に公の施の使用料に関する基本方針を策定し、平成31年10月を目途として作業中であり、今後も、定期的に見直しを行っていくこととしている。

(3)歳出の抑制については、事務的経費及び事業経費の抑制に関し、需用費、役務費及び委託料の抑制は計画より早い進捗となっている項目があるが、報償費、研修旅費、交際費、食糧費及び補助金の見直しや適正化等については、未着手や検討が進んでいないことから、検討を要する。なお、補助金については、平成30年度末から、適正化に向け、方針等を検討することとする。扶助費の適正化については、市単独上乗せ支給に関し、調査・検討のまま推移している項目が多いことから、単独上乗せ支給に関し、総体的な見直しの必要性について検討する必要がある。

具体的な方策	総合評価	
	28年度	29年度
(1) 適切な財政執行	C	D
(2) 歳入の確保	C	C
(3) 歳出の抑制	C	D
(4) 民間活力の導入推進	C	C
(5) 特別会計及び地方公営企業会計	C	C
(6) 市出資法人の経営健全化	C	C



(4)民間活力の導入推進については、民間委託・アウトソーシングの推進の項目の多くが、調査、検討が続いていることから、導入の可否に関し、いずれも調査・検討の上、項目の必要性について検討する必要がある。なお、指定管理者制度については、29年度中に同制度の指針及びモニタリングマニュアルの見直しを行っている。特に後者については、平成30年度からは、当該結果を公表することとしていることから、内容についても強化している。

(5)特別会計及び地方公営企業会計についても、概ね計画通りの進捗となっているものの、外部委託については、今後、さらに検討する必要があることから、調査・検討が続いている項目に関しては、進捗に注視する必要がある。

(6)市出資法人の経営健全化については、継続実施となっている項目が多いものの、その他関連する外郭団体、協会等に関し、経営や運営面に関し見直しが必要な団体等が見受けられる。

未着手の項目や使用料及び手数料に関する項目など進捗が調査・検討等となっている項目については、当該方針は行財政改革の根幹となる方針であることから、計画に沿って着実に推進する必要がある。

表 8

#### 4 事務事業の見直し

(総体的な方策 p11)

(1)行政評価システムの活用については、来年度から、第2次総合計画が始まることや当該評価のシステムが構築されることから、その動向を見る必要がある。

(2)事業の見直しについては、新規事業や拡充方向への見直しは行われているものの、事業の中止や廃止については、手法も確立されておらず、ほとんど実施されていない。今後、事業の必要性について行革実計を活用し判断できるように、行革実計に事業評価の側面を持たせることとする。

(3)権限移譲の積極的な推進については、地方分権や提案型制度への対応が、後手になっていることから、今後の対応に関し検討を要する。

本方針については、計画通りの進捗となっている項目が多いものの、計画が検討となっている項目も少なくないことから、計画や項目の設定について、注視する必要がある。

具体的の方策 総合評価

	28年度	29年度
(1) 行政評価システムの活用	B	C
(2) 事業の見直し	C	C
(3) 権限移譲の積極的な推進	C	C

#### 5 公の施設の適正な管理及び運営

(総体的な方策 p12)

(1)適正配置の推進については、概ね計画通りの進捗となっているものの、公の施設

具体的の方策 総合評価

	28年度	29年度
(1) 適正配置の推進	C	C
(2) 管理運営の効率化	C	C

の民間への移譲検討に関し、進捗が遅れ気味になっている項目があったり、未着手の項目もあることから、注視する必要がある。

(2)管理運営の効率化について、一部施設については、指定管理者制度の導入や業務委託などにより、管理コストの削減や利用者アンケートの実施、使用許可手続きの簡素化などで適切な対応を検討する必要がある。

特に指定管理者制度導入施設については、モニタリングマニュアルの改訂と併せて、管理コストについては、これまで以上に削減に努める必要がある。なお、閉館時間等の見直しについては、平成 29 年度中に一部の施設について見直しを行い、平成 30 年度から、当該見直し結果により施設運営を行っている。

本方針については、平成 28 年度中に策定された、公共施設等総合管理計画も踏まえて進捗を管理する必要がある。

## 6 行政組織及び事務の見直し

(総体的な方策 p13～16)

表 10

(1)組織・機構の見直しについては、庁舎や窓口の環境整備の項目は、進捗が悪い。庁舎の建替えに合わせた検討となるものの、新たな庁舎に物理的に反映させるべき事項も少なくないことから、今後検討のペースを加速させる必要がある。組織の強化や危機管理体制の強化につい

### 具体的な方策

### 総合評価

	28 年度	29 年度
(1) 組織・機構の見直し	C	C
(2) 職員定数及び給与等の適正化	C	C
(3) 人事制度の改革	C	C
(4) 職員の意識改革	C	C
(5) 事務処理方法の見直し・改善	C	C

ては、進捗どおりのものが多いものの、継続実施が並んでいる項目も多いことから、動向を注視する必要があると考える。

(2)職員定数及び給与等の適正化については、給与の適正化や諸手当の見直しの項目について、検討が並んでいる項目が多い。また、審議会や委員会等の委員数削減や報酬の見直し等についても継続実施が並んでいるものの、実態として、見直し等が進んでいないと見られることから、いずれも動向に注視する必要がある。

(3)人事制度の改革については、人材の確保に関し、多くの項目が計画通りの進捗となっているものの、任期付職員の任用に関する項目は、進捗が遅れている傾向にある。

(4)職員の意識改革については、多くの項目が計画通りの進捗となっているが、継続実施が並んでいる項目が多いことから各項目の内容の再考や進捗について注視する必要がある。

(5)事務処理方法の見直し・改善については、全般的には、概ね計画通りの進捗となっているものの、検討や継続実施が続いている項目が多いことから、前号と同様、内容や進捗管理については注意を要する。

今後も行革大綱に基づく、定員適正化計画や組織機構再編計画に沿った進捗管理を行う必要がある。組織・機構の再編等については、複合新庁舎建設の進捗状況に併せた進捗管理が必要となる。

## 7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討

(総体的な方策 p17)

いずれの項目も複合新庁舎建設の進捗と並行することから、今後、複合新庁舎建設に関する各種の計画、事業等の推移を見つつ、項目及び進捗を注視する必要がある。

その他、当該方針以外の各項目においても、複合新庁舎建設に併せた進捗及び計画の見直しを行っている項目が散見されることから、その動向や進捗管理については注視する必要がある。